

農林水産部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

制定 令和元年6月14日元農第 728号
最終改正 令和8年3月17日7農第2948号

1 趣旨

本要領は、福島県農林水産部が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間のすべての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする”完全週休2日”と異なる。

(2) 対象期間

着工日※から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず当該工事に係る現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

※着工日＝工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量）に着手することをいう。

(3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。また、降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日の達成判断

ア 月単位の週休2日とは対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その

月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

イ 週単位の週休2日とは、対象期間内の全ての週で現場閉所率が28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない週は、その週の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

エ 現場閉所率の計算

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間※1

－受注者の責によらず当該工事に係る現場作業を余儀なくされる期間※2）×100

小数点第2位以下切り捨て1位止め

※1 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

※2 受注者の責によらず当該工事に係る現場作業を余儀なくされる期間

災害対応、現場条件・気象条件の変化等により週休2日の対象外とした期間

(5) 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式

(6) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

福島県農林水産部農村整備総室及び森林林業総室が所管する全ての農林土木工事を試行の対象とする。ただし、災害復旧など工期に制約等がある工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事を除く。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 工事費の補正

(1) 各経費

週休2日の実施による工事費については、各経費に表1～表2の補正係数を乗じるものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表1. 各経費の補正係数

| 費目 | 週単位 【農】 | 月単位 【農】 | 月単位 【林】 | 通期 【林】 |
|----------|------------|------------|------------|-----------|
| 労務費 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 機械経費(賃料) | — | — | 1.02 | 1.02 |
| 共通仮設費率 | 1.05 | 1.04 | 1.03 | 1.02 |
| 現場管理費率 | 1.06 | 1.05 | 1.05 | 1.03 |

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式) 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表3によるものとする。

表2. 市場単価における週休2日の補正係数

| 名称 | 区分 | 週単位 【農】 | 月単位 【農】 | 月単位 【林】 | 通期 【林】 |
|----------------------|----|------------|------------|------------|-----------|
| 鉄筋工(太径鉄筋を含む) | | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 鉄筋工(ガス圧接) | | 1.01 | 1.01 | 1.03 | 1.02 |
| 防護柵設置工(カートレール) | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工 (横断・転落防護柵) | 設置 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |

| | | | | | |
|----------------|-------|------|------|------|------|
| 防護柵設置工(落石防護柵) | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工(落石防止網) | | 1.01 | 1.01 | 1.02 | 1.01 |
| 防護柵設置工(カートパイプ) | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.01 | 1.03 | 1.02 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.01 | 1.02 | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.01 | 1.03 | 1.01 |

| | | | | | |
|-----------------|--|------|------|------|------|
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 | 1.01 | 1.02 | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.02 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 | — | — |
| 鉄筋挿入工(ロックボルト工) | | — | — | 1.03 | 1.02 |

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式) 週休2日補正後の標準単価 = 標準単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表4によるものとする。

表3. 標準単価における週休2日の補正係数

| 名称 | 区分 | 週単位 【農】 | 月単位 【農】 | 月単位 【林】 | 通期 【林】 |
|------------------------|----|------------|------------|------------|-----------|
| 区画線工 | | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.01 | 1.01 | 1.03 | 1.02 |
| | 人力 | 1.02 | 1.02 | 1.04 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.01 | 1.03 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | — | — | 1.04 | 1.02 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | — | — | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | — | — | 1.04 | 1.02 |
| 侵食防止用植生マット (養生マット工) | | — | — | 1.04 | 1.02 |

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

5 受注者希望型と発注者指定型

3に当てはまる工事については、発注者が工事内容等に基づき、受注者希望型、または発注者指定型を選択し、発注するものとする。

6 受注者の取組内容

(1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。

(2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

ア 対象期間中、工事現場において週休2日の取組内容に応じた休日確保し、

工程表に現場閉所日を明記する。

イ 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

- (3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (5) 受注者は、受注者の責によらない災害対応、現場条件・気象条件の変化、予定外の作業休止等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合は、影響した日数の回復について発注者と協議する。
- (6) 受注者は週休2日の実施状況を定期的に監督員へ報告する。
- (7) 受注者は竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）や勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
- (8) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (9) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」（様式1）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 受注者の責によらない災害対応、現場条件・気象条件の変化、予定外の作業休止等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合は、受発注者間で協議

し、やむを得ず当該工事に係る施工を行う場合は、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。

- (3) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。（ウィークリースタンスの推進）
- (4) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」（様式1及び様式2）を農林技術課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

ア 掲示板の設置費用については、農林土木事業原単価表の「工事標示板」の費

用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

イ 当初積算時に月単位の週休2日を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

(3) 特記仕様書

特記仕様書に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休2日確保工事

1 本工事は『農林水産部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

3 本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

※当初積算時に月単位の週休2日を確保する場合の補正を行っている。

9 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

10 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、農林水産部発注工事における福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

12 附則

この要領は、令和元年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和元年10月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和2年 5月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年 4月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和4年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年 4月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年 4月 1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年 5月25日以降に起工する工事から適用する。
この要領は、令和6年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。
この要領は、令和7年 7月 1日以降に起工する工事から適用する。
この要領は、令和8年 4月 1日以降に起工する工事から適用する。